

自由刑の実態と量刑判断

—統計データから見たわが国における自由刑の科刑状況とその検討—

小島 透

岡山理科大学工学部機械システム工学科

(2004年9月30日受付、2004年11月5日受理)

1 はじめに

各刑罰規定に定められた法定刑は、単に刑の下限および上限を定めたにすぎないものではなく、量刑をめぐるさまざまな事情の組み合わせからなる「犯罪の重大性」を具体的な一定の刑量（自由刑における年月、財産刑における金額）に結びつけるための「評価尺度」として機能するものと考えべきである⁽¹⁾。そして、このような性質を有する法定刑（およびそこから算定される処断刑⁽²⁾）は、量刑判断の過程において重要な役割を果たすのである。

量刑のあるべき姿を考えると、そこでは様々な視点からの議論が必要であるが、法定刑あるいは処断刑（これらをまとめて「刑罰枠」とよぶことにする）とそれらを評価尺度として科されるべき刑との関係、すなわち、どのような事例が刑罰枠の如何なる場所に位置づけられるべきであるのかが、重要な論点となる。そして、この刑罰枠と科刑のあり方を議論するためには、現実に科されている刑の状況すなわち科刑状況が刑罰枠の上でどのような分布状況にあるのかを把握することが必要不可欠である。具体的な方法としては、刑量とその刑量において実際に裁判で宣告された事例の発生頻度によって形成される「事例分布」を作成（グラフ化）し、そのような事例分布が刑罰枠との関係でどのような状態を示しているかを分析することが、現実の科刑状況を知るためには非常に有力な手段となりうる。

このような視点から、別稿において、平成3年の罰金額等の引上げ⁽³⁾をとりあげ、罰金等の財産刑について統計データから上述のような事例分布を作成して、① 法定刑引上げの前後における科刑状況の変化を明らかにすることによって、法定刑引上げの必要性を再検討するとともに、② 法定刑引上げによる科刑状況の変化を分析することによって、法定刑引上げの妥当性、すなわち法定刑引上げは適切に行われたのか否かについて、それぞれ検証を行った。そして、① 法定刑引上げの必要性については、低額群（罰金多額が、改正後20万円<改正前6万円>以下のもの）に属する罪では明らかにその必要性を認めることができるが、中額群（同じく、改正後30万円<改正前10万円>のもの）、高額群（同じく、改正後50万円<改正前20万円>のもの）と罰金の多額が上がるにしたがって引上げの必要性は低くなり、超高額群（同じく、改正後50万円<改正前20万円>を超えるもの）に属する罪に至っては引上げの必要性を認めることは困難であること、また、② 法定刑引上げの妥当性については、少額群では現実の量刑実務に対して低すぎる上限が設定されているが、中額群、高額群と進むにつれてこの傾向は減少し、超高額群になると逆に現実の量刑実務に対しては高すぎる上限が設定されていることを示した⁽⁴⁾。

そこで、本稿では、上述の財産刑に関する分析に続いて、懲役・禁錮等の自由刑における科刑状況の分析を行うこととした。上述の分析における財産刑については、科刑状況への影響として経済事情の変化が既に指摘されていたところであり⁽⁵⁾、また、頭打ち現象などの科刑上の問題に対しては法定刑の引上げが行われる（平成3年の罰金額等の引上げ）など、科刑状況に変化を与える要因は明確なかたちで存在していた。これに対して、本稿で分析の対象となる自由刑（分析対象となる罪および期間については、後述2(1)を参照）については、科刑状況に変化を与える具体的な要因は明確には指摘されておらず、また、全般的な法定刑引上げのような状況も（現時点では）見受けられない⁽⁶⁾。このように、本稿が対象とする自由刑と上述の財産刑とでは、量刑をめぐる状況が対照的な様相を示す。したがって、このような自由刑の科刑状況を分析することは、前述の財産刑における科刑状況の分析と相まって、わが国の量刑のあり方を考える上でも、少な

らず示唆を与えるはずである。

一方、わが国の法定刑のあり方をめぐる動きに目を向けると、2004年2月10日には凶悪・重大犯罪に対処するための刑事法の整備に関する諮問第69号⁽⁷⁾が出され、これを受けた法制審議会刑事法（凶悪・重大犯罪関係）部会における審議⁽⁸⁾を経て、2004年9月8日に答申⁽⁹⁾がなされた。これによって、有期の懲役および禁錮における法定刑の上限の引き上げをはじめ、強制わいせつ、準強制わいせつ、強姦、準強姦、強姦致死傷、殺人、傷害、傷害致死、および危険運転致傷等における各法定刑の引き上げ⁽¹⁰⁾について、立法化への動きがより具体化した。また、同じく9月8日には諮問第71号⁽¹¹⁾が出され、逮捕及び監禁、未成年者略取及び誘拐における各法定刑の引き上げ⁽¹²⁾についても、立法化に向けた一歩が踏み出された。このように、現在のわが国では、自由刑を中心に法定刑の広範な見直しが提案され、法定刑のあり方が議論されているのである。

また、2004年5月28日には「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）」が公布され、2009年以内には裁判員制度が実現されることとなった。この結果、一般国民が裁判員として刑事裁判において量刑に関与することが現実のものとなった。しかしながら、一般国民からはよく理解できないであろう従来のような量刑判断のあり方を維持するのであれば、量刑における裁判員の実質的な関与は望むことができない。量刑における一般国民の関与をより実質的かつ意義のあるものにするためには、従来は少なくとも一般国民からはブラック・ボックスとして受け取られていたであろう量刑判断のあり方を、国民に向けて開かれたものにしていかねばならない。そして、そのような量刑改革に向けた1つとして、従来量刑のあり方をわかりやすいかたちで提示する必要があると考える。このような観点からも、従来の自由刑における科刑状況を明らかにすることは、量刑の発展にとって有意義であると考えられる。本稿では、自由刑の「現に存在する姿」を明らかにしその問題点を検討することによって、以上のような量刑をめぐるわが国の動向にも多少なりとも貢献できることを期待して、議論を進めたいと思う。

2 分析の方法と検討の視座

(1) 分析の方法

本稿では、通常第一審（地方裁判所・簡易裁判所）において言い渡された懲役・禁錮および拘留のうち、刑法に規定された罪によるものを分析の対象とした。また、科刑状況の推移を見る期間については、別稿で検討した罰金等の科刑状況との比較を可能にするために、これと同じ期間、すなわち昭和50年から平成10年までとした⁽¹³⁾。

そして、対象とした罪ごとの事例分布（刑量とその刑量において実際に裁判で宣告された事例の発生頻度によって形成される分布）を表すために、各罪ごとに、科された懲役・禁錮および拘留に関して罪名別・刑期別に分類したデータを司法統計年報から抽出し⁽¹⁴⁾、各年ごとに刑期区分を階級とする度数分布を表すグラフ（ヒストグラム）を作成することとした⁽¹⁵⁾。ただし、統計データを用いて分析を行うためには、一定程度のデータ数が必要となる。そのため、懲役・禁錮および拘留に関する各年の合計人員数が、分析を行う期間を通して、原則として50以上を計上する罪を対象とし、それに満たないものは分析から除外した。

なお、刑の軽重によって、その科刑状況も異なる様相を示す。そのため、本稿では、検討の対象となる罪を、無期または長期10年を超える懲役・禁錮にあたる罪、長期10年の懲役・禁錮にあたる罪、長期7年の懲役・禁錮にあたる罪、長期5年の懲役・禁錮にあたる罪、長期3年の懲役・禁錮にあたる罪、および長期2年以下の懲役・禁錮にあたる罪に分けて検討をすすめることとした。

(2) 検討の視座

各罪の科刑状況については、理論的に想定される事例分布（「理論的事例分布」との関係において、(1)で述べたような方法によりグラフ化された現実的事例分布の状態を検討する。具体的には、事例分布の最頻出部（分布の山の頂点が存在する階級）の刑罰枠における位置およびその推移、および、下限域ならびに上限域における事例数の多少ならびにその推移を中心に、理論的事例分布からのズレを検討することとする。

ところで、理論的事例分布とは、次のように想定される。すなわち、前述のように法定刑を量刑における「評価尺度」と理解するならば、それは当該罪について予想されるあらゆる事態を考慮に入れて設定されるべきである。そして、様々な事態が発生する「確率」を考えるならば、基本的な量刑の場合、すなわち、一つの法定刑が単一の犯罪類型を対象とし、軽微な犯罪に対する起訴猶予等の刑事政策的な配慮を捨象する場合には、事例分布は、法定刑の「中央」に最も多くの事例が集まり、「中央」から離れるにしたがって事例

の発生頻度が低くなるような分布を持つと考えられる。換言すれば、法定刑の「中央」において平均的・典型的な事例によって分布の山の頂点が形成され、そこから下限側・上限側両方向に向かって漸次下降する傾斜を持つものと考えられる⁽¹⁶⁾。

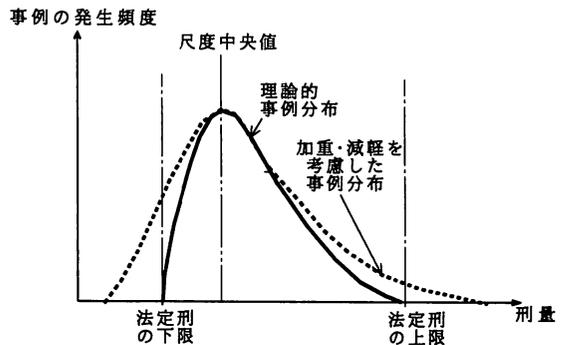
さらに、人間の感覚を考えると、刺激とそれに対する感覚との関係は比例的に変化をするものではなく、刺激の増加にしたがって感覚の増加の割合は低下するものである。そして、このような特性をもっともよく表すものとして、対数関数が指摘されている。したがって、法定刑における評価尺度のあり方を考える場合にも、評価尺度の座標としては対数関数によって表される座標系を採用すべきである⁽¹⁷⁾。そして、法定刑の評価座標をこのように考えるならば、法定刑の中央の値を「尺度中央値⁽¹⁸⁾」とよぶことにすると、この尺度中央値は、下限と上限の平均（単純平均）の値⁽¹⁹⁾としてではなく、対数座標上における平均値⁽²⁰⁾から算出されなければならない。そして、この対数座標上の平均値をもとに尺度中央値を求めると、対数座標上の尺度中央値は下限から 24.0253 % のところに位置することがわかる⁽²¹⁾。したがって、尺度中央値は式 1 から求められることになる。

$$m_M = m_L + (m_U - m_L) \cdot 0.240253 \tag{式 1}$$

m_M ：尺度中央値、 m_L ：法定刑の下限の値、 m_U ：法定刑の上限の値

このように考えると、理論的事例分布において、分布の山の頂点は下限から約 24% およそ 1/4 のところに位置することになる。したがって、理論的事例分布は、図 1 の実線で表されるように分布の山が下限側に偏って形成される（なお、加重・減輕を考慮した場合は、図 1 の破線のように変形されることになる）。

図 1 理論的事例分布



そして、現実的事例分布がこの理論的事例分布から大きくずれた場合には、当該罪に関して量刑上何らかの問題が存在する可能性を指摘することができるのである（事実、上限域での事例数の増加あるいは集中、分布の山の上限方向への極端な偏りが、平成 3 年の罰金額等の法定刑引上げの契機となった）。

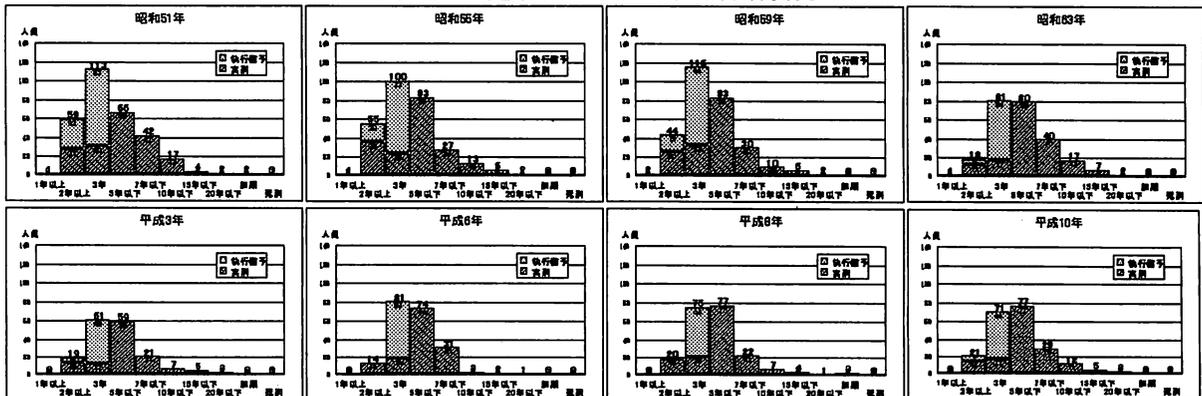
3 自由刑の科刑状況

(1) 無期または長期 10 年を超える懲役・禁錮にあたる罪

① 現住建造物等放火

自由刑の上限が無期または 10 年を超える懲役・禁錮にあたる罪のうち、まず、現住建造物等放火（刑法 108 条）における科刑状況の推移を、図 2 に示す。

図 2 現住建造物等放火における自由刑（懲役）および死刑の科刑状況



[法定刑：5 年～ 15 年、無期、死刑 有期刑の尺度中央値：約 7 年 5 月（単純平均値：10 年）]

科刑状況を表すグラフの下部には、当該罪における法定刑および尺度中央値を記載した。また、尺度中央値としては、式 1 で求められる対数座標上における平均値を用いたが、参考として単純平均による値⁽²²⁾も

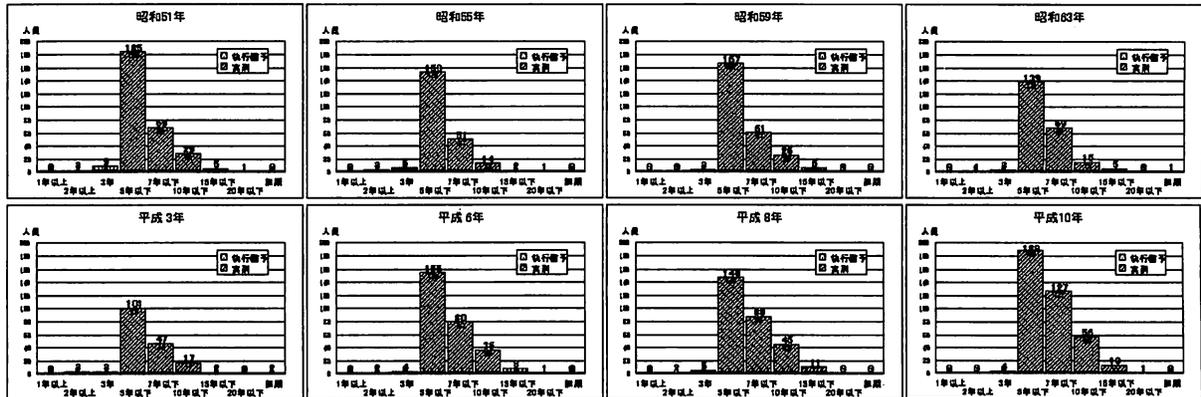
併記した。なお、科刑状況は昭和 50 年から平成 10 年までのデータにもとづいて検討を行ったが、紙数の制約から年ごとのグラフは必要な限度で抜粋して掲載することとした（以下、同様）。

図 2 において、事例分布の最頻出部（分布の山の頂点が存在する階級）は、昭和 50 年から平成 7 年までは「3 年」の階級に、平成 8 年以降は「5 年以下（3 年超）」の階級に位置していることがわかる。法定刑の下限は 5 年であるから、事例分布の最頻出部は、上限方向への移動が見られるものの、法定刑の下限ないしは下限よりも下の位置に存在することがわかる。また、下限域の事例数についても、「5 年以下」の階級およびそれよりも下の階級における事例数は全体の半数以上を占め、事例の多くは下限ないしは下限よりも下側に存在することがわかる。これは、現住建造物等放火において、多くの事例は何らかの減軽を受けていることを示すものである。一方、「2 年以上（3 年未満）」の階級における事例数は期間（昭和 50 年から平成 10 年）を通して減少しており、また、「1 年以上（2 年未満）」の階級における事例数は期間を通して僅かである。

② 強盗致傷、強盗

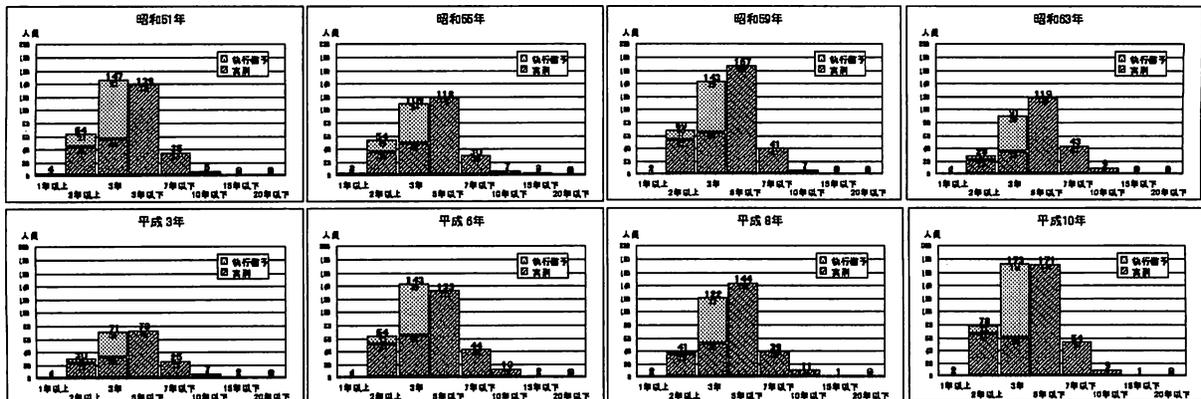
次に、強盗致傷（刑法 240 条前段）および強盗（刑法 236 条）における科刑状況の推移を、図 3 および図 4 にそれぞれ示す。

図 3 強盗致傷における自由刑（懲役）の科刑状況



[法定刑：7 年～ 15 年、無期 有期刑の尺度中央値：約 8 年 11 月（単純平均値：11 年）]

図 4 強盗における自由刑（懲役）の科刑状況



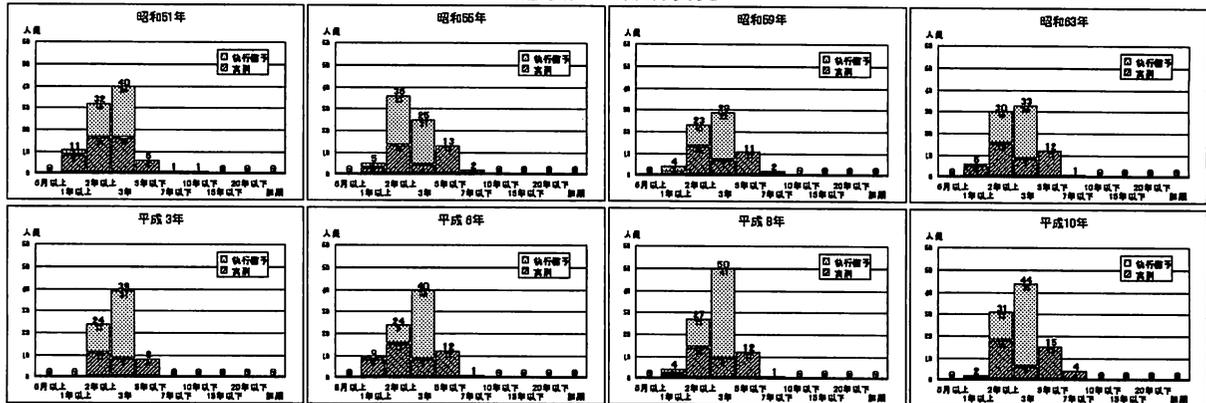
[法定刑：5 年～ 15 年 有期刑の尺度中央値：約 7 年 5 月（単純平均値：10 年）]

強盗致傷における事例分布の最頻出部については、期間（昭和 50 年から平成 10 年）を通して「5 年以下（3 年超）」の階級に位置しており、法定刑の下限（7 年）より下の位置に存在することがわかる。また、強盗における最頻出部については、「3 年」あるいは「5 年以下（3 年超）」の階級に位置しており、現住建造物等放火と同様に、法定刑の下限（5 年）ないしは下限より下の位置に存在することがわかる。さらに、強盗致傷および強盗において、法定刑の下限が位置する階級およびそれよりも下の階級に多くの事例が存在し、事例分布が下限方向に大きく偏っていることも、現住建造物等放火の場合と同様である。

③ 強制わいせつ致死傷、強姦致死傷

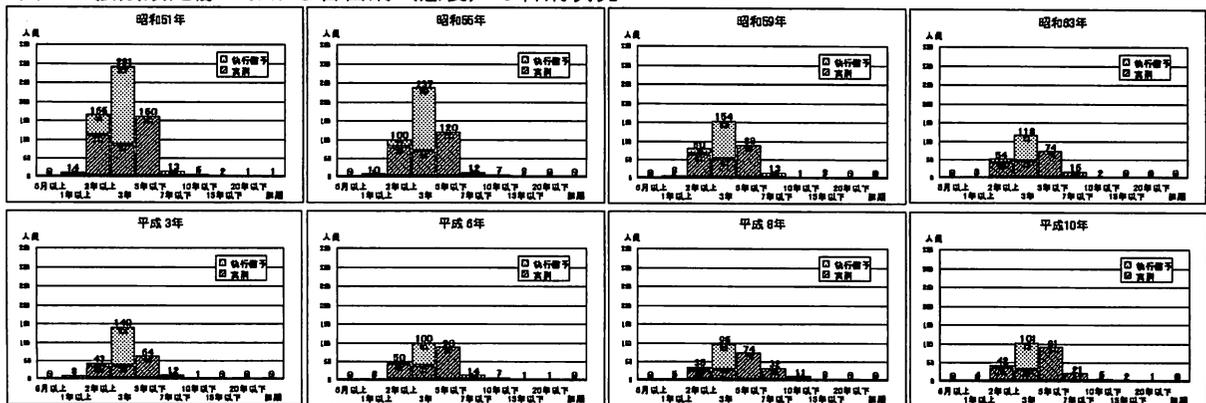
強制わいせつ致死傷（刑法 181 条）および強姦致死傷（刑法 181 条）における科刑状況の推移を、図 5 および図 6 にそれぞれ示す。

図 5 強制わいせつ致死傷における自由刑（懲役）の科刑状況



[法定刑：3年～15年、無期 有期刑の尺度中央値：約5年11月（単純平均値：9年）]

図 6 強姦致死傷における自由刑（懲役）の科刑状況



[法定刑：3年～15年、無期 有期刑の尺度中央値：約5年11月（単純平均値：9年）]

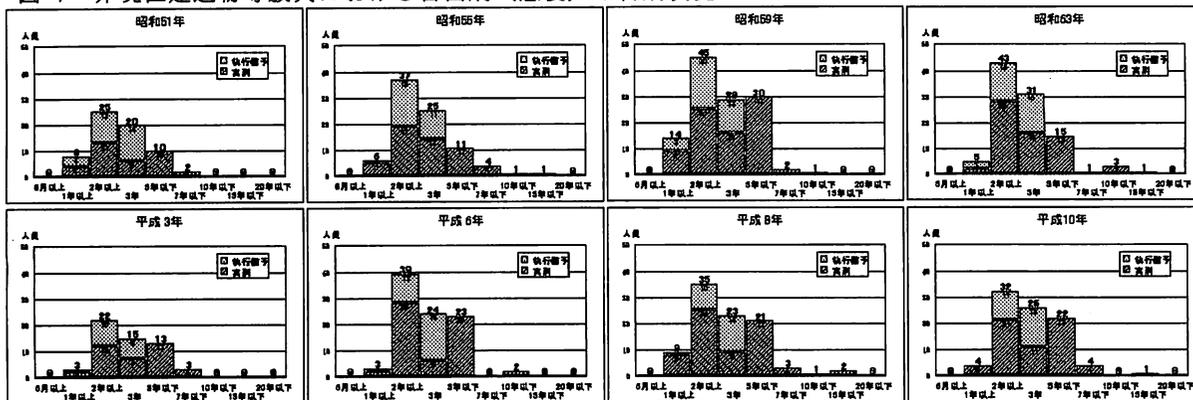
強制わいせつ致死傷においては、事例分布の最頻出部は、昭和 50 年から昭和 61 年までは「2 年以上（3 年未満）」と「3 年」の階級を交互に移動するが、昭和 62 年以降では法定刑の下限（3 年）が存在する「3 年」の階級に位置している。また、強姦致死傷においては、事例分布の最頻出部は、期間を通して法定刑の下限（3 年）が存在する「3 年」の階級に位置している。このように、強制わいせつ致死傷および強姦致死傷においては、事例分布は法定刑の下限を中心として形成されていることがわかる。また、「2 年以上（3 年未満）」の階級の事例数は相対的に減少しており、「1 年以上（2 年未満）」の階級における事例数は僅かである。また、「6 月以上（1 年未満）」の階級における事例は存在しない。

④ 非現住建造物等放火、強姦

非現住建造物等放火（刑法 109 条 1 項）および強姦（刑法 177 条）における科刑状況の推移を、図 7 および図 8 にそれぞれ示す。

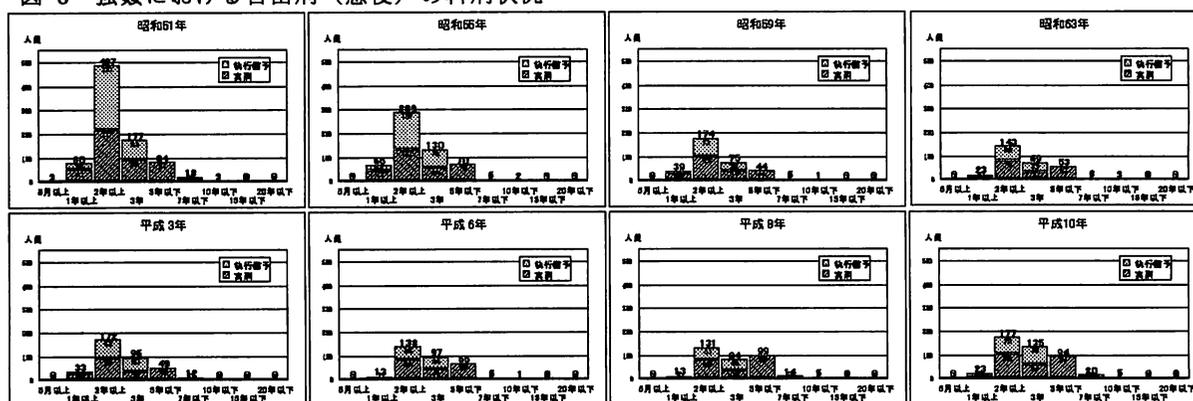
非現住建造物等放火および強姦のいずれにおいても、事例分布の最頻出部は、法定刑の下限（2 年）が存在する「2 年以上（3 年未満）」の階級に位置しており、事例分布は法定刑の下限ないしは下限から若干上限方向に偏った位置を中心として形成されていることがわかる。また、「1 年以上（2 年未満）」の階級における事例数については、非現住建造物等放火および強姦ともに大きく減少しており、さらに、「6 月以上（1 年未満）」の階級については、非現住建造物等放火では事例は認められず、強姦でもきわめて僅かな事例が認められるのみである。

図 7 非現住建造物等放火における自由刑（懲役）の科刑状況



[法定刑：2年～15年 尺度中央値：約5年1月（単純平均値：8年6月）]

図 8 強姦における自由刑（懲役）の科刑状況

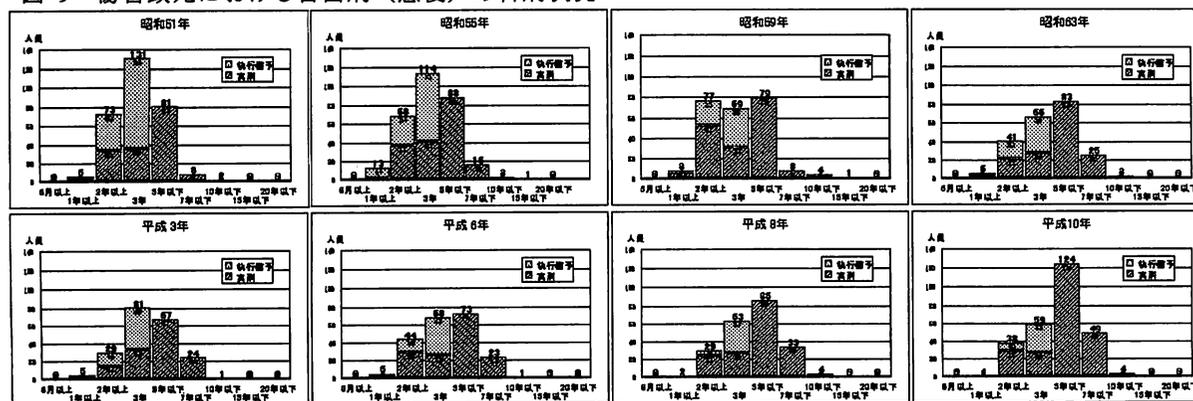


[法定刑：2年～15年 尺度中央値：約5年1月（単純平均値：8年6月）]

⑤ 傷害致死

「無期または長期10年を超える懲役・禁錮にあたる罪」の最後として、傷害致死（刑法205条）における科刑状況の推移を図9に示す。なお、殺人（刑法199条）も、「無期または10年を超える懲役・禁錮にあたる罪」に属するが、これについては後述(4(3))する。

図 9 傷害致死における自由刑（懲役）の科刑状況



[法定刑：2年～15年 尺度中央値：約5年1月（単純平均値：8年6月）]

傷害致死における事例分布は、「無期または長期10年を超える懲役・禁錮にあたる罪」に属する他の罪とは異なる様相を示す。すなわち、事例分布の最頻出部は、昭和55年までは「3年」の階級に位置していた

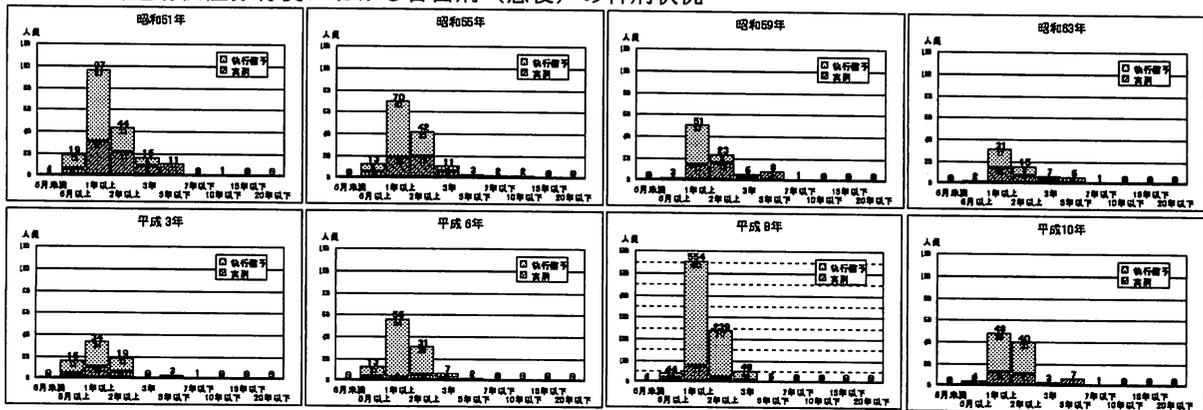
が、昭和 56 年からは「3 年」の階級と「5 年以下（3 年超）」の階級との間で交互に移動を繰り返した後、平成 4 年からは「5 年以下（3 年超）」の階級に安定するようになる。そして、「5 年以下（3 年超）」の階級は尺度中央値（約 5 年 1 月）に近い階級であり、傷害致死における平成 4 年以降の事例分布は、若干下限側に偏ってはいるものの、理論的事例分布に比較的近いものになっていると判断できる。

(2) 長期 10 年の懲役・禁錮にあたる罪

① 偽造有価証券行使

自由刑の上限が 10 年の懲役・禁錮にあたる罪のうち、まず、偽造有価証券行使（刑法 163 条）における科刑状況の推移を、図 10 に示す。

図 10 偽造有価証券行使における自由刑（懲役）の科刑状況



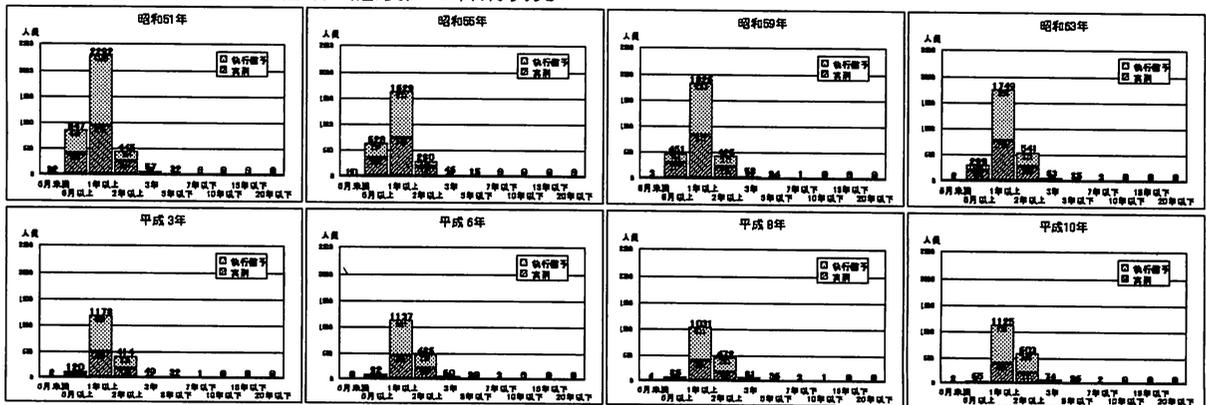
[法定刑：3 月～10 年 尺度中央値：約 2 年 7 月（単純平均値：約 5 年 2 月）]

偽造有価証券行使において、事例分布の最頻出部は、期間（昭和 50 年から平成 10 年）を通して「1 年以上（2 年未満）」の階級に位置している。この階級は、法定刑の下限（3 月）と尺度中央値（約 2 年 7 月）の間に位置することから、偽造有価証券行使における事例分布は、理論的事例分布よりも下限方向に偏って形成されていると判断できる。その一方で、下限域をみると、期間を通して、「6 月未満」の階級においてはほとんど事例が存在せず、また、「6 月以上（1 年未満）」の階級においても事例数は非常に僅かである。

② 恐喝、業務上横領

恐喝（刑法 249 条）および業務上横領（刑法 253 条）における科刑状況の推移を、図 11、図 12 に示す。

図 11 恐喝における自由刑（懲役）の科刑状況

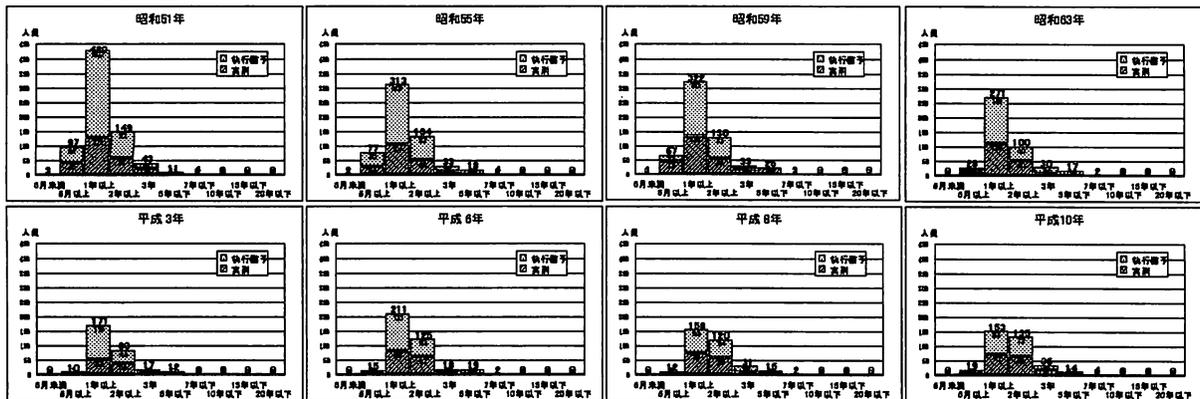


[法定刑：1 月～10 年 尺度中央値：約 2 年 6 月（単純平均値：約 5 年 1 月）]

恐喝および業務上横領のいずれにおいても、事例分布の最頻出部は、期間（昭和 50 年から平成 10 年）を通して、法定刑の下限（1 月）と尺度中央値（約 2 年 6 月）の間に存在する「1 年以上（2 年未満）」の階級に位置している。したがって、窃盗および詐欺における事例分布は、いずれも偽造有価証券行使と同様に、

理論的事例分布よりも下限側に偏って形成されていると判断できる。また、下限域については、「6月未満」の階級における事例数は期間を通して僅かであり、「6月以上（1年未満）」の階級における事例数は著しく減少している。

図 12 業務上横領における自由刑（懲役）の科刑状況

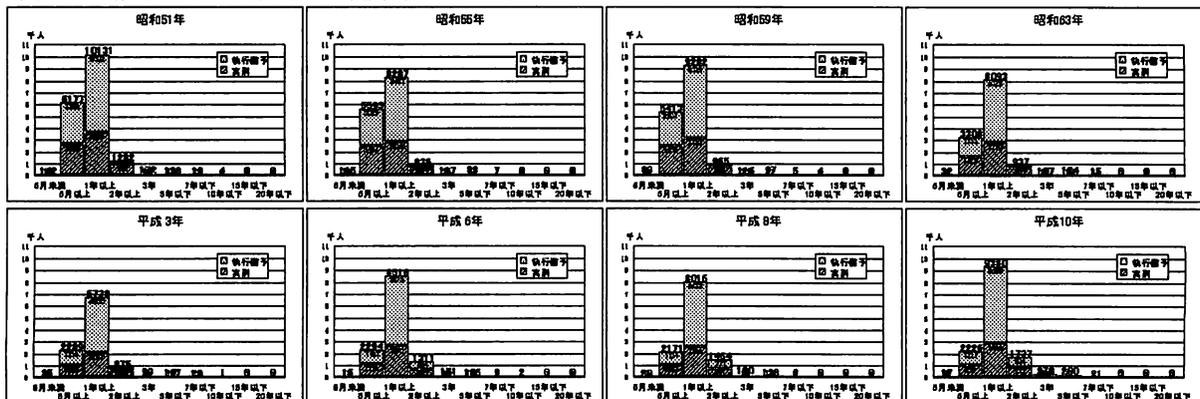


[法定刑：1月～10年 尺度中央値：約2年6月（単純平均値：約5年1月）]

③ 窃盗、詐欺

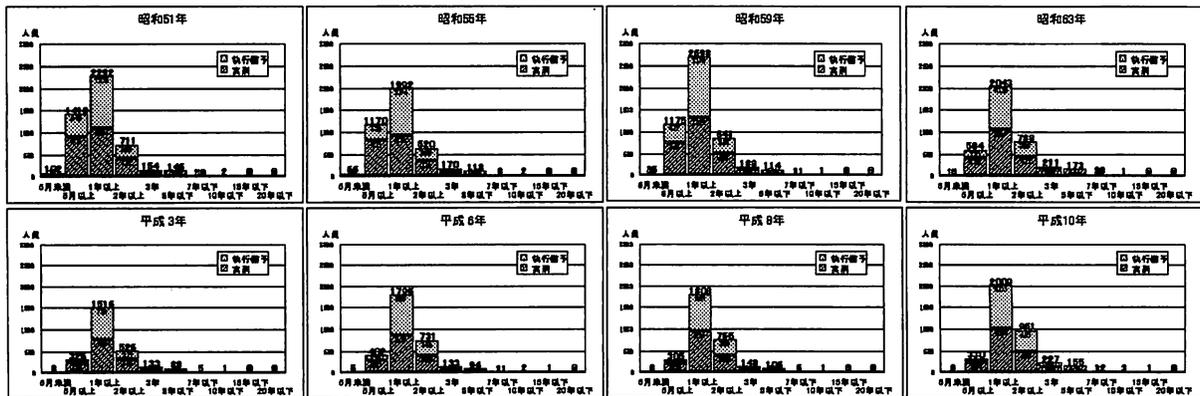
窃盗（刑法 235 条）および詐欺（刑法 246 条）における科刑状況の推移を、図 13、図 14 に示す。

図 13 窃盗における自由刑（懲役）の科刑状況



[法定刑：1月～10年 尺度中央値：約2年6月（単純平均値：約5年1月）]

図 14 詐欺における自由刑（懲役）の科刑状況



[法定刑：1月～10年 尺度中央値：約2年6月（単純平均値：約5年1月）]

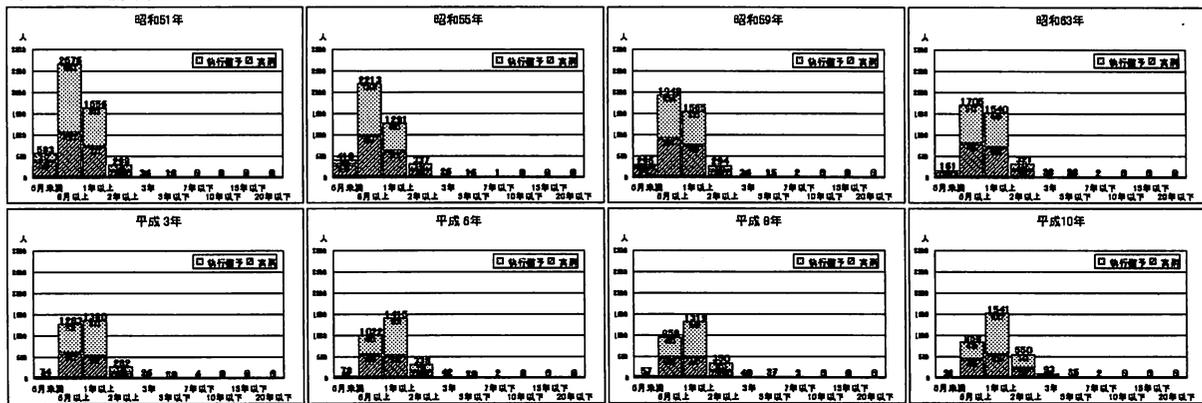
窃盗および詐欺においても、事例分布の最頻出部が期間（昭和 50 年から平成 10 年）を通して「1年以上

（2年未満）」の階級に位置しており、偽造有価証券行使、恐喝および業務上横領と同様に、事例分布は理論的事例分布よりも下限側に偏って形成されていると判断できる。また、下限域では、「6月未満」および「6月以上（1年未満）」の階級における事例数が大きく減少し、特に「6月未満」の階級における事例数は期間の後半で僅かな値となっている。しかし、「6月以上（1年未満）」の階級における事例数は、減少が認められるものの、偽造有価証券行使、恐喝および業務上横領における事例数と比べると、平成10年においても相当な数が認められる。

④ 傷害

傷害（刑法204条）における科刑状況の推移を、図15に示す。

図15 傷害における自由刑（懲役）の科刑状況



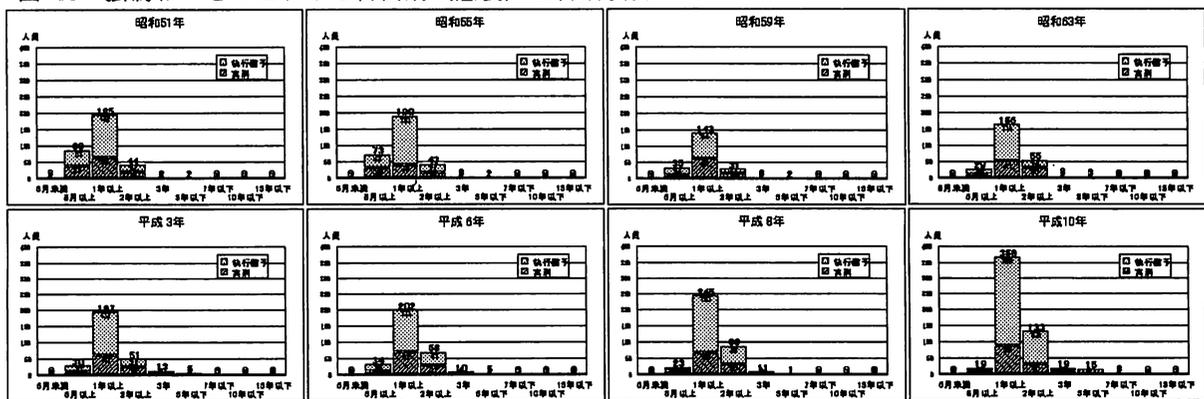
[法定刑：1月～10年 尺度中央値：約2年6月（単純平均値：約5年1月）]

傷害における事例分布の最頻出部は、昭和50年から平成元年までは「6月以上（1年未満）」の階級に、平成3年以降は「1年以上（2年未満）」の階級に位置している。この階級は、法定刑の下限（1月）と尺度中央値（約2年6月）の間に位置しており、したがって、傷害における事例分布は、理論的事例分布よりも下限側に偏って形成されていると判断できる。また、下限域については、「6月未満」の階級における事例数の減少が大きく、平成3年頃からは非常に少ない数となっている。一方、「6月以上（1年未満）」の階級における事例数は、期間を通して減少を示すものの、偽造有価証券行使、恐喝および業務上横領と異なり、また、窃盗および詐欺と比べても、より多い数が認められる。

(3) 長期7年の懲役・禁錮にあたる罪

自由刑の上限が7年の懲役・禁錮にあたる罪のうち、2(1)で述べた条件にあてはまるものは、強制わいせつ（刑法176条）のみである。強制わいせつにおける科刑状況の推移を、図16に示す。

図16 強制わいせつにおける自由刑（懲役）の科刑状況



[法定刑：6月～7年 尺度中央値：約2年1月（単純平均値：3年9月）]

強制わいせつにおける事例分布は、恐喝および業務上横領とはほぼ同様の様相を示している。すなわち、事例分布の最頻出部が期間（昭和50年から平成10年）を通して「1年以上（2年未満）」の階級に位置しており、事例分布が理論的事例分布よりも下限側に偏って形成されている。また、下限域についても、「6月未満」の階級における事例数は期間を通して僅かであり、「6月以上（1年未満）」の階級における事例数は大きく減少している。

(4) 長期5年の懲役・禁錮にあたる罪

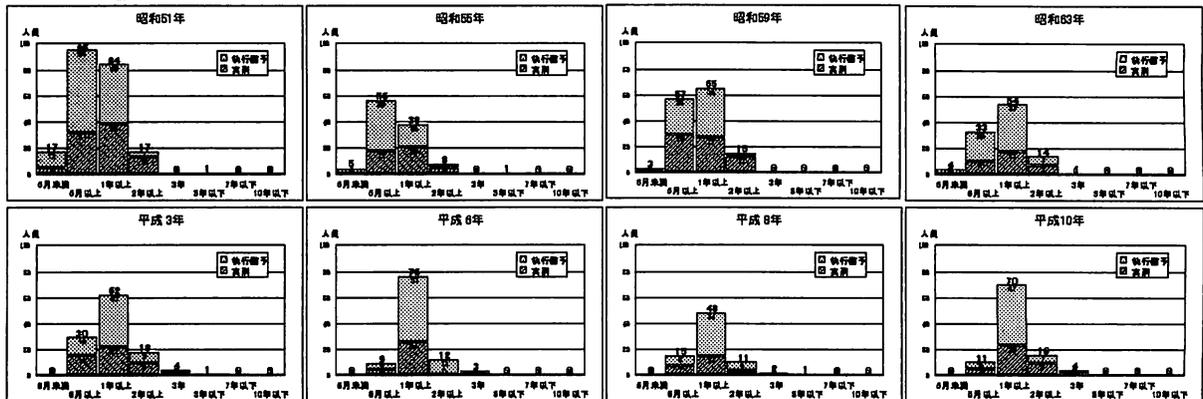
① 逮捕監禁、業務上過失致死、横領

自由刑の上限が5年の懲役・禁錮にあたる罪のうち、逮捕監禁（刑法220条）、業務上過失致死（刑法211条前段）および横領（刑法252条）における科刑状況の推移を、図17、図18および図19に示す。

逮捕監禁、業務上過失致死および横領において、期間（昭和50年から平成10年）の前半では、事例のほとんどが「6月以上（1年未満）」および「1年以上（2年未満）」の2つの階級に属していたが、次第に「6月以上（1年未満）」の階級における事例数が減少して、尺度中央値（逮捕監禁においては約1年5月、業務上過失致死および横領においては約1年3月）が存在する「1年以上（2年未満）」の階級に事例が集中していく現象がみられる。一方、法定刑上限（5年）域における事例数は僅かであり、また、下限域についても、「6月未満」の階級においては期間を通して事例数は少なく、また、「6月以上（1年未満）」の階級における事例数も平成3～6年以降では大きく減少している。したがって、これらの罪における事例分布は、尺度中央値付近に極端に集中した分布を形成しているものと判断できる。

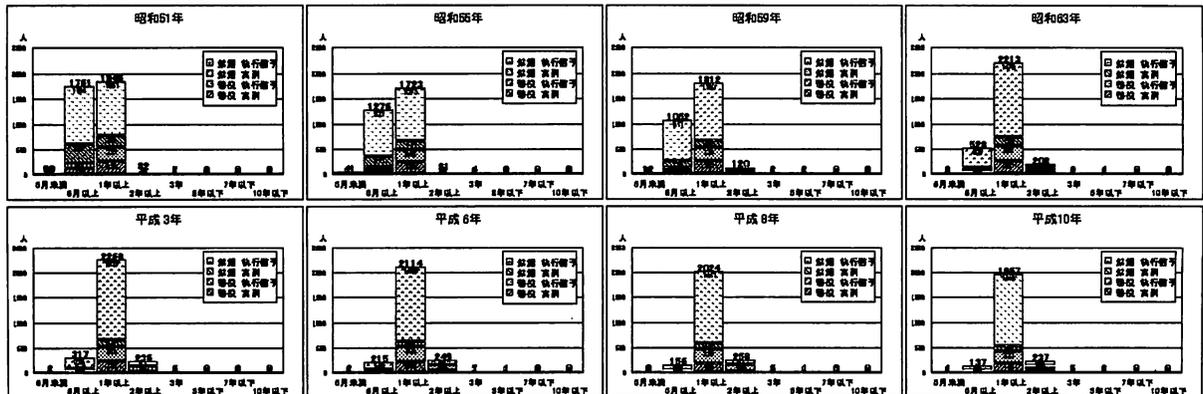
なお、有印私文書偽造（刑法159条）および偽造有印私文書行使（刑法161条）については、逮捕監禁、業務上過失致死および横領とはほぼ同様の科刑状況を示すので、紙数の制約からグラフの掲載を省略する。

図17 逮捕監禁における自由刑（懲役）の科刑状況



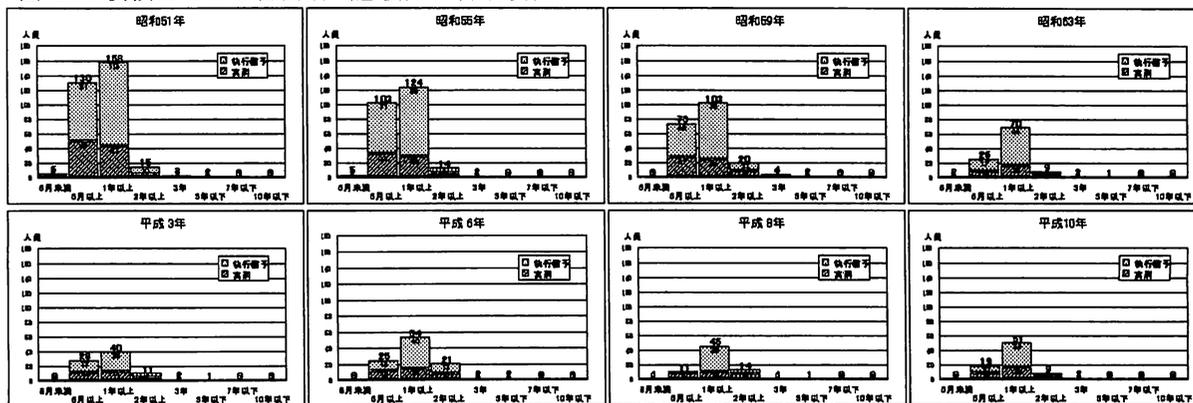
[法定刑：3月～5年 尺度中央値：約1年5月（単純平均値：約2年8月）]

図18 業務上過失致死における自由刑（懲役・禁錮）の科刑状況



[法定刑：1月～5年 尺度中央値：約1年3月（単純平均値：約2年7月）]

図 19 横領における自由刑（懲役）の科刑状況

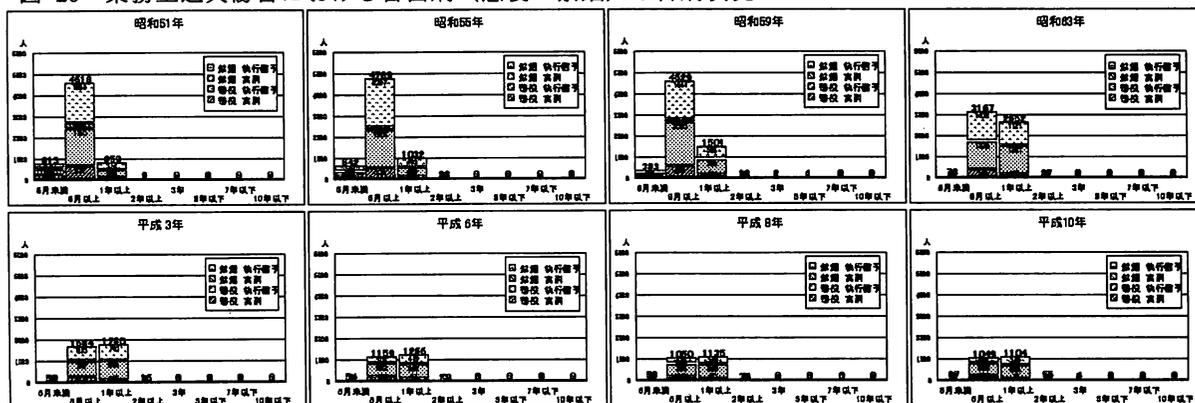


[法定刑：1月～5年 尺度中央値：約1年3月（単純平均値：約2年7月）]

② 業務上過失傷害

業務上過失傷害（刑法 211 条前段）における科刑状況の推移を、図 20 に示す。

図 20 業務上過失傷害における自由刑（懲役・禁錮）の科刑状況



[法定刑：1月～5年 尺度中央値：約1年3月（単純平均値：約2年7月）]

業務上過失傷害においては、平成2年までは事例分布の最頻出部は「6月以上（1年未満）」の階級に位置していたが、「6月以上（1年未満）」の階級における事例数が減少、「1年以上（2年未満）」の階級における事例数が相対的に増加を続け、平成3年以降では、最頻出部は尺度中央値（約1年3月）が存在する「1年以上（2年未満）」の階級に位置するようになる。一方、「6月以上（1年未満）」の階級における事例数も依然として多く、逮捕監禁、業務上過失致死および横領と異なり、事例分布は尺度中央値よりも若干下限側に偏って形成されていると判断できる。また、「6月未満」の階級における事例数は、期間を通して減少を続け、昭和63年頃からは僅かな数になっていることがわかる。

なお、賭博開帳等図利（刑法 186 条 2 項）については、業務上過失傷害とほぼ同様の科刑状況を示すので、紙数の制約からグラフの掲載を省略する。

(5) 長期3年の懲役・禁錮にあたる罪

① 公務執行妨害、贈賄

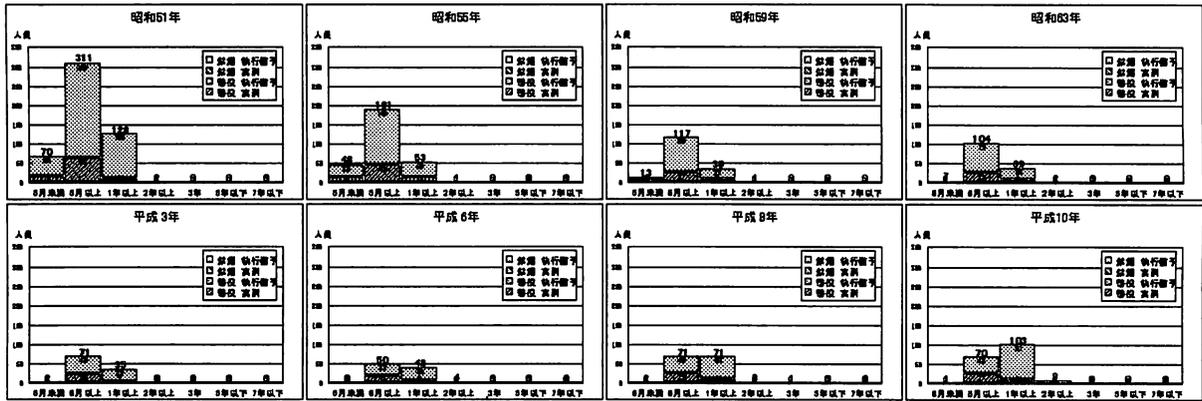
自由刑の上限が3年の懲役・禁錮にあたる罪のうち、公務執行妨害（刑法 95 条 1 項）および贈賄（刑法 198 条）における科刑状況の推移を、図 21 および図 22 にそれぞれ示す。

公務執行妨害においては平成6年まで、贈賄においては昭和61年まで、それぞれの事例分布の最頻出部は尺度中央値（約9月）が存在する「6月以上（1年未満）」の階級に位置している。しかし、公務執行妨害および贈賄のいずれにおいても、「6月未満」の階級における事例数は極端に減少（平成元年以降ではほとんど存在せず）、「6月以上（1年未満）」の階級における事例数も大きく減少して、その一方では「1年以上

「2年未満」の階級における事例数が相対的に増加し、公務執行妨害においては平成7年以降、贈賄においては平成4年以降、最頻出部は「1年以上（2年未満）」の階級に位置するようになる。また、「2年以上（3年未満）」の階級における事例数は少なく、法定刑の上限が存在する「3年」の階級における事例は存在しない。したがって、これらの罪において、事例分布は理論的事例分布よりも上限方向に偏って形成されている（ただし、上限に極端に偏っているようなことはない）と判断できる。

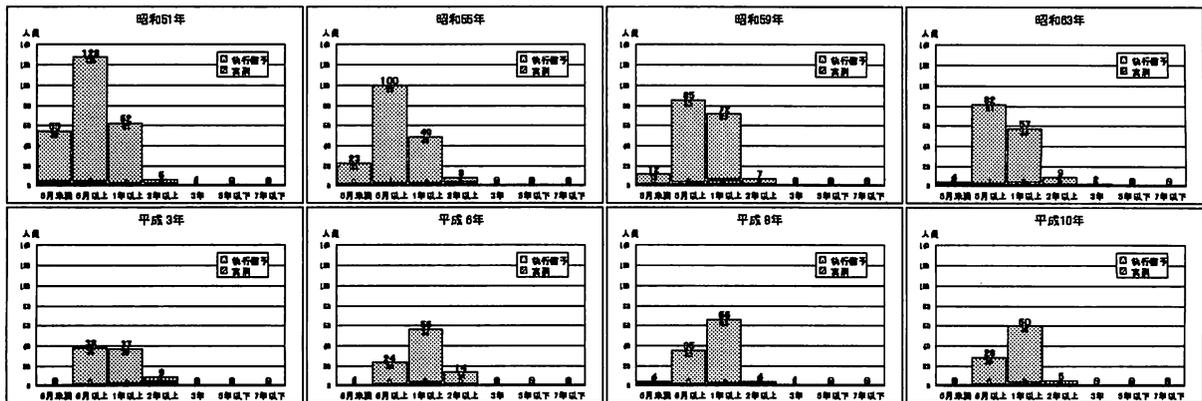
なお、常習賭博（刑法186条1項）については、公務執行妨害および贈賄とほぼ同様の科刑状況を示す（ただし、「1年以上（2年未満）」の階級への最頻出部の移動は昭和62年以降）ので、紙数の制約からグラフの掲載を省略する。

図 21 公務執行妨害における自由刑（懲役・禁錮）の科刑状況



[法定刑：1月～3年 尺度中央値：約9月（単純平均値：約1年7月）]

図 22 贈賄における自由刑（懲役）の科刑状況



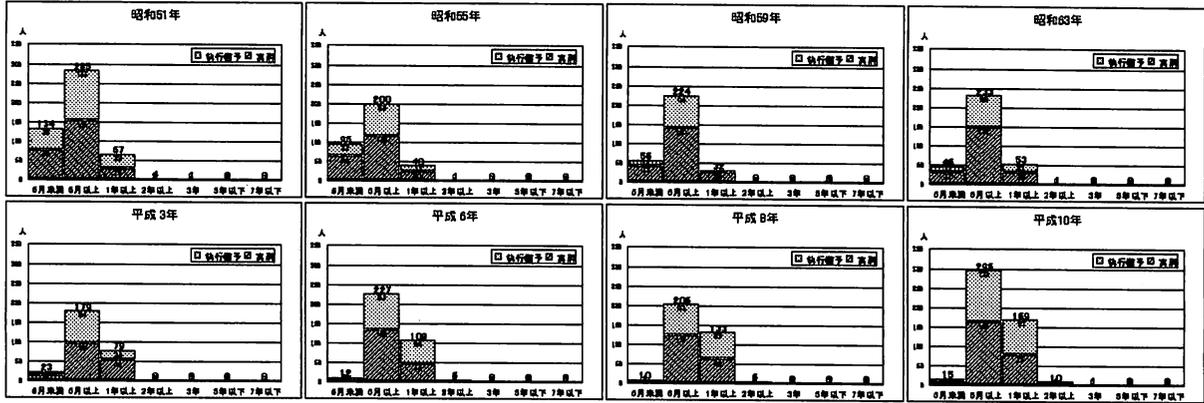
[法定刑：1月～3年 尺度中央値：約9月（単純平均値：約1年7月）]

② 住居侵入、器物損壊（毀棄、器物毀棄）

住居侵入（刑法130条）および器物損壊（刑法261条）における科刑状況の推移を、図23、図24に示す。

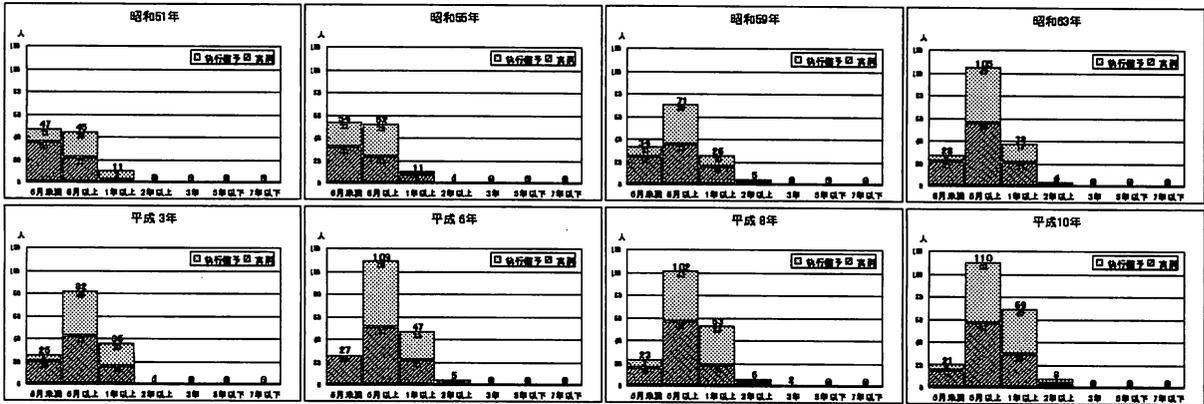
事例分布の最頻出部は、住居侵入においては期間（昭和50年から平成10年）を通して、また、器物損壊においては昭和51,54,55年を除いて、尺度中央値（約9月）が存在する「6月以上（1年未満）」の階級に位置している（昭和51,54,55年では、器物損壊における最頻出部は「6月未満」の階級に位置する）。また、住居侵入および器物損壊のいずれにおいても、「6月未満」の階級における事例数は大幅に減少し、その一方で「1年以上（2年未満）」の階級における事例数は増加しており、事例分布は全体的に上限方向に移動していることがわかる。ただし、最頻出部は尺度中央値が存在する階級に位置していることから、事例分布は、同じ長期3年の懲役・禁錮にあたる罪に属する公務執行妨害および贈賄に比べて下限方向に、理論的事例分布により近い状態で形成されていると判断できる。

図 23 住居侵入における自由刑（懲役）の科刑状況



[法定刑：1月～3年 尺度中央値：約9月（単純平均値：約1年7月）]

図 24 器物損壊における自由刑（懲役）の科刑状況



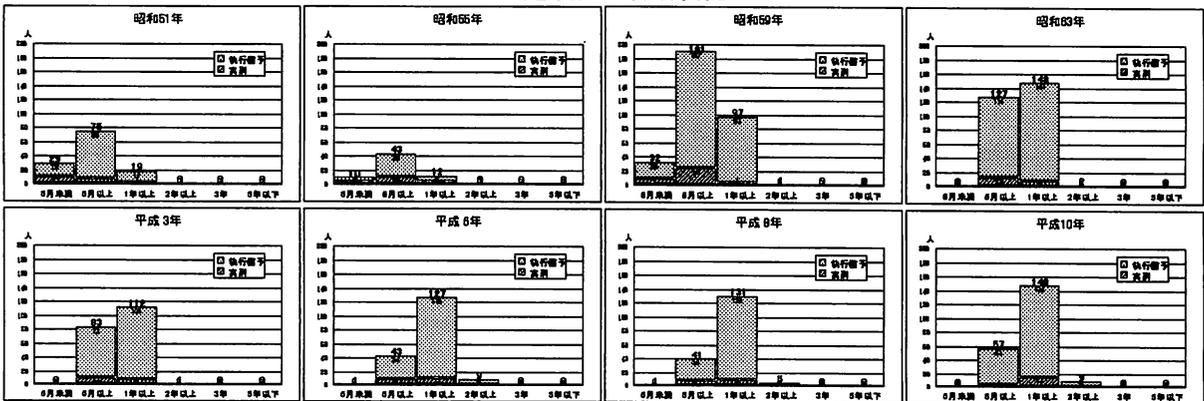
[法定刑：1月～3年 尺度中央値：約9月（単純平均値：約1年7月）]

(6) 長期2年以下の懲役・禁錮にあたる罪

① わいせつ文書頒布等

自由刑の上限が2年以下の懲役・禁錮にあたる罪のうち、わいせつ文書頒布等（刑法175条）における科刑状況の推移を、図25に示す。

図 25 わいせつ文書頒布等における自由刑（懲役）の科刑状況



[法定刑：1月～2年 尺度中央値：約7月（単純平均値：約1年1月）]

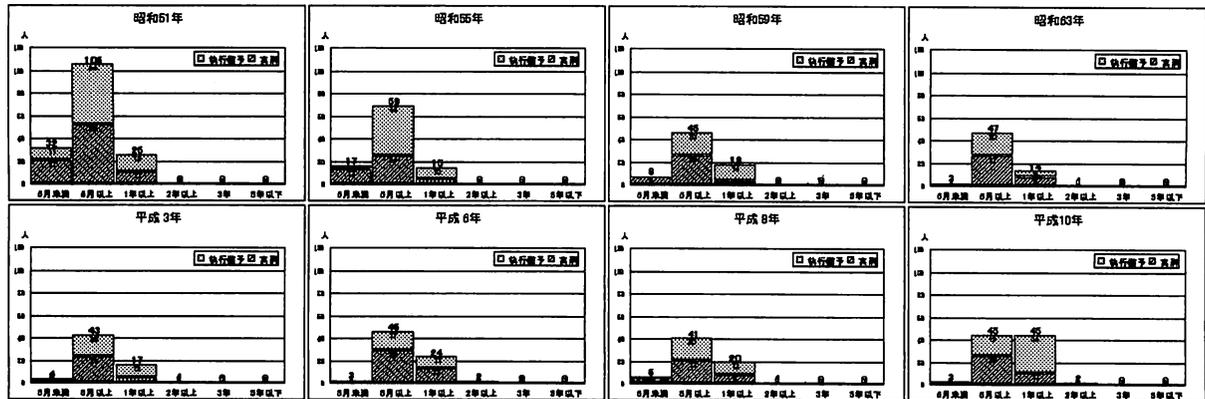
わいせつ文書頒布等において、事例分布の最頻出部は、昭和61年までは尺度中央値（約7月）が存在する「6月以上（1年未満）」の階級に位置している。しかし、「6月以上（1年未満）」の階級における事例数は相対的に減少、その一方で「1年以上（2年未満）」の階級における事例数は増加を続け、昭和62年以降

は、最頻出部は「1年以上（2年未満）」に位置するようになる。また、「6月未満」の階級における事例数も著しく減少している（昭和63年以降ではほとんど存在せず）。したがって、わいせつ文書頒布等における事例分布は、理論的事例分布よりも上限側に偏って形成されていると判断できる。

② 脅迫

脅迫（刑法222条）における科刑状況の推移を、図26に示す。

図26 脅迫における自由刑（懲役）の科刑状況



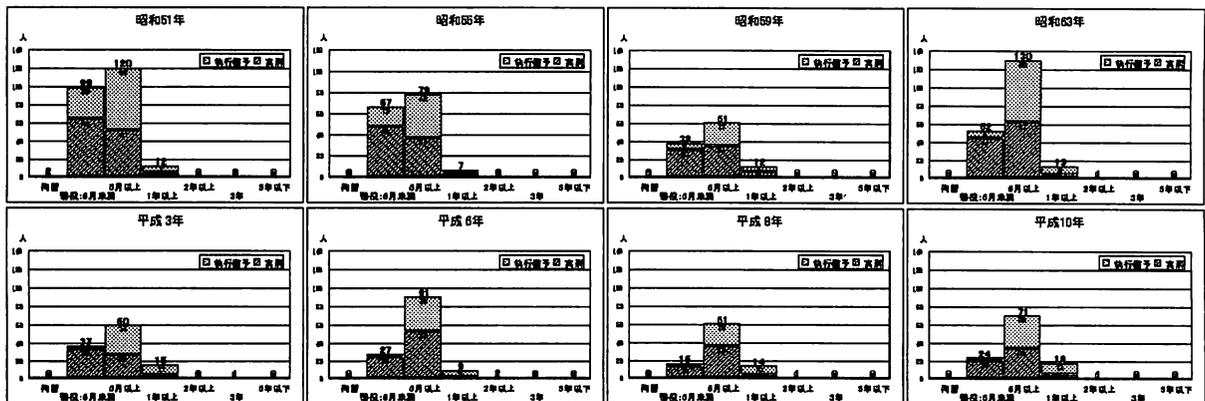
〔法定刑：1月～2年 尺度中央値：約7月（単純平均値：約1年1月）〕

脅迫において、事例分布の最頻出部は、平成8年までは尺度中央値（約7月）が存在する「6月以上（1年未満）」の階級に位置している。しかし、「6月以上（1年未満）」の階級における事例数は減少を続け、平成9年以降では、「1年以上（2年未満）」の階級における事例数の増加が顕著になり、「6月以上（1年未満）」の階級と「1年以上（2年未満）」の階級における事例数はほぼ同程度になっている。したがって、脅迫における事例分布の上限方向への移動は、わいせつ文書頒布等に比べて、小さいことがわかる。

③ 暴行

暴行（刑法208条）における科刑状況の推移を、図27に示す。

図27 暴行における自由刑（懲役・拘留）の科刑状況



〔法定刑：拘留、1月～2年 尺度中央値⁽²⁾：約6月（単純平均値：約1年）〕

暴行において、事例分布の最頻出部は、期間（昭和50年から平成10年）を通して、尺度中央値（約6月）が存在する「6月以上（1年未満）」の階級に位置している。また、「6月未満」の階級における事例数の減少の程度、および、「1年以上（2年未満）」の階級における事例数の増加の程度は、わいせつ文書頒布等および脅迫に比べて大きくはない。したがって、暴行における事例分布の上限方向への移動は、わいせつ文書頒布等および脅迫に比べて、より小さいことがわかる。

4 考察

(1) 事例分布と刑罰枠との関係

以上の検討の結果、本稿で検討した罪における昭和 50 年から平成 10 年までの科刑状況の全体的傾向としては、事例分布の上限方向への移動を指摘することができる。しかしながら、刑罰枠（法定刑ないし処断刑）における事例分布の位置関係をみると、刑の軽重によって一つの傾向を見いだすことができる。すなわち、もっとも重いグループである「無期または長期 10 年を超える懲役・禁錮にあたる罪」では、最頻出部が法定刑下限あるいは下限以下に位置するように事例分布は形成されているが（ただし、傷害致死は除く）、「長期 10 年の懲役・禁錮にあたる罪」および「長期 7 年の懲役・禁錮にあたる罪」では、最頻出部が法定刑下限と（対数座標による）尺度中央値の間に、また、「長期 5 年の懲役・禁錮にあたる罪」では、最頻出部がほぼ尺度中央値の付近に、さらに、「長期 3 年の懲役・禁錮にあたる罪」および「長期 2 年以下の懲役・禁錮にあたる罪」では、最頻出部が尺度中央値付近あるいは尺度中央値と法定刑上限との間に位置するように事例分布は形成されている。すなわち、法定刑が重くなるにつれて事例分布は下限方向に、法定刑が軽くなるにつれて事例分布は上限方向に偏って形成されているのである。

このような現象は、平成 3 年の引上げ後における罰金等の科刑状況にもみられる現象である。すなわち、少額群（罰金多額が改正後 20 万円以下にあたる罪）においては、現実の事例分布は改正直後から上限に集中しているのに対し、中額群（同じく 30 万円にあたる罪）、高額群（同じく 50 万円にあたる罪）と罰金多額が上がるにしたがってその傾向は緩和し、超高額群（同じく 50 万円を超える罪）では、事例分布は逆に法定刑の下限側に形成されているのである⁽²⁴⁾。

このように、罰金等のみならず懲役・禁錮等においても、わが国の科刑は、法定刑が高い罪においては理論的事例分布に対して低い科刑を、法定刑が低い罪については理論的事例分布に対して高い科刑を行っているものと判断できるのである。これは次のように考えることができるであろう。

すなわち、量刑においては、法定刑あるいは処断刑という刑罰枠が第一義的な評価尺度となるべきである。しかし、例えば立法において新たな刑罰枠を設定するなどの場合には、他の罪における刑罰枠との関係（軽重）を考えるなど、当該罪における刑罰枠そのものを評価する必要がある。このためには、刑罰枠の外部に刑罰枠とは別の評価尺度が存在しなければならない。このような評価尺度を「一般的評価尺度」とよぶことにすると、この一般的評価尺度は、刑罰枠の上位に存在して、刑罰枠そのものを評価するための尺度として機能するのである⁽²⁵⁾。一方、平成 10 年の刑法犯全体の科刑状況を見ると、懲役・禁錮等においては最頻出部が「1 年以上（2 年未満）」の階級に（図 28 参照）、罰金等においては最頻出部が「10 万円以上（20 万円未満）」の階級に（図 29 参照）それぞれ位置するように、事例分布が形成されていることがわかる。これを評価尺度の観点から見ると、懲役・禁錮等においては 1 年から 2 年の間のいずれかの値を尺度中央値として、また、罰金等においては 10 万円から 20 万円の間いずれかの値を尺度中央値として、各罪ごとの個別の刑罰枠を超えて、各刑罰枠を包摂する 1 つの共通の評価尺度がそれぞれ形成されていることが推測できる。そして、この共通の刑罰枠を形成するのが先に述べた一般的評価尺度であり、このような一般的評価尺度が、個別の刑罰枠に強い影響を与えて、法定刑によって形成される本来の評価尺度を、法定刑の重い罪においては下限方向に、また、法定刑の軽い罪においては上限方向に偏ったものに変形させることになる。そして、現実の科刑はその偏った評価尺度によって行われることになり、その結果、先に述べたわが国の科刑状況の特徴が生じるものと考えられる。このように、現実の量刑判断においては、一般的評価尺度が、個別の刑罰枠を超えて、直接的に量刑へ影響を与えていると考えられるのである。

量刑における第一義的な評価尺度は法定刑（および処断刑）であるが、このことは、個別の量刑判断にお

図 28 刑法犯（総数）における
自由刑および死刑の科刑状況

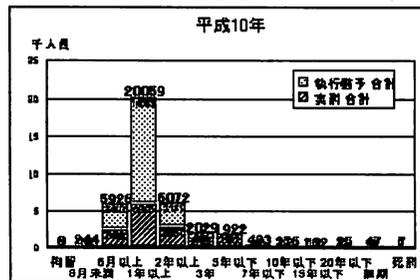
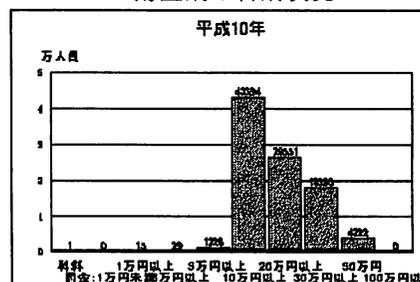


図 29 刑法犯（総数）における
財産刑の科刑状況



いて一般的評価尺度を持ち出すことを必ずしも絶対的に禁止するものではない。例えば、経済変動によって貨幣価値が下がった場合に、従来であれば法定刑の中間あたりの刑を言い渡すところ、一般的評価尺度によって法定刑が低すぎると判断して法定刑の上限側で刑を言い渡すことは認められてよい(このような場合が、平成3年の罰金額等の引上げ前の状況である)。しかしながら、法定刑(ないし処断刑)を離れて一般的評価尺度を直接的な評価尺度として科刑を行うことは、量刑判断における評価尺度としての法定刑の存在意義を減失させることになる。したがって、一般的尺度を個別の量刑判断へ持ち込むことは、厳に慎重でなければならない。そのような意味で、上述のようなわが国の科刑状況には、法定刑との関係において問題なしとはいえない状況が見いだせるのである。

(2) 短期自由刑の減少と罰金刑との関係

自由刑をめぐるわが国の科刑状況の傾向として、比較的短期の懲役・禁錮が減少していることをあげることができる。「6月未満」の階級における事例数についてはいずれの罪においても、また、「6月以上(1年未満)」の階級における事例数については一部の罪を除いて、期間(昭和50年から平成10年)を通して減少を続けている(ただし、「無期または長期10年を超える懲役・禁錮にあたる罪」においては、「6月未満」および「6月以上(1年未満)」の階級における事例はほとんど存在しない)。短期自由刑のあり方については、従来から議論がなされており、短期自由刑の弊害を強調してこの廃止を主張する立場と、逆に短期自由刑を積極的に評価しこれを活用しようとする立場とが存在する⁽²⁶⁾が、量刑実務を見る限り、1年未満の自由刑については減少していることが確認できる。

ところで、短期自由刑は全体的には減少しているといえるが、住居侵入(図23参照)、器物損壊(図24参照)、脅迫(図26参照)および暴行(図27参照)においては、平成8年ないし平成10年の時点においても事例分布の最頻出部は依然として「6月以上(1年未満)」の階級に位置しており、「6月以上(1年未満)」の階級における事例は相当数にのぼる。そして、これらの罪における共通点を調べると、いずれも選択刑として罰金刑が存在しており、その多額は10万円(住居侵入)あるいは30万円(器物損壊、脅迫、暴行)と比較的少額であることがわかる。これに対し、自由刑における法定刑がこれらの罪とほぼ同じもののうち、贈賄(図22参照)およびわいせつ文書頒布等(図25参照)においては、「6月以上(1年未満)」の階級における事例数の(相対的に)大きな減少が認められる。そして、贈賄およびわいせつ文書頒布等においては、選択刑としての罰金の多額はいずれも250万円と高額である。また、自由刑における法定刑が異なるため単純な比較はできないが、選択刑として罰金が規定されている他の罪を調べると、罰金多額が50万円である業務上過失致死(図18参照)においては、「6月以上(1年未満)」の階級における事例数の著しい減少が認められるのに対して、罰金多額が30万円である傷害(図15参照)においては、事例分布の最頻出部は平成3年以降「1年以上(2年未満)」の階級に位置しているものの、平成10年の時点でも「6月以上(1年未満)」の階級における事例数は相当程度が認められる(ただし、業務上過失致死と罰金多額が同じである業務上過失傷害(図20参照)においては、「6月以上(1年未満)」の階級における事例数の減少はそれほど大きくない。これは、業務上過失致死と業務上過失傷害が同じ法定刑であることによって生じる現象であると考えべきである)。このように見るならば、選択刑として罰金が規定されている罪においては、罰金多額が高額である罪においては「6月以上(1年未満)」の自由刑は大きく減少しているが、罰金多額が少額の罪においては依然として「6月以上(1年未満)」の自由刑は相当数が存在していると判断することができる。このことから、次のような仮説を定立することができると思われる。

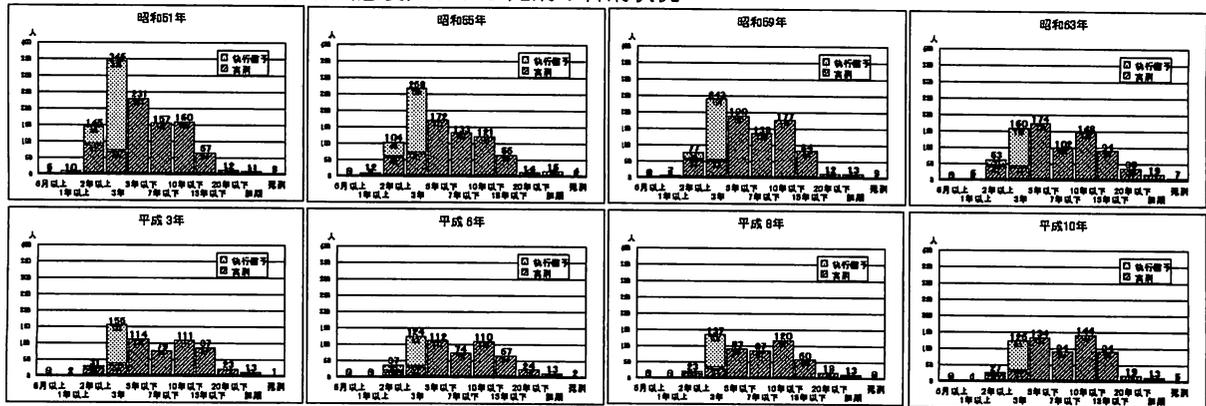
すなわち、短期自由刑が減少していく場合には、従来であれば短期自由刑が科されていたはずの事例については、より長期(「1年以上(2年未満)」など)の自由刑へ移行する(この場合、執行猶予が付されることが考えられる)ほかに、自由刑から罰金へ移行することが考えられる。そして、罰金への移行を考える場合には、罰金の多額が少額の場合では、(短期)自由刑の代替としてふさわしい程度の罰金額を科することができないとの理由から、罰金へ移行する数は少なく、その結果短期自由刑は依然として多くの数が存続する。その一方、罰金額の多額が高額の場合には、(短期)自由刑の代替として相応の罰金額が可能となることから、自由刑から罰金への移行が容易となり、その結果として短期自由刑が減少する、と考えられるのである(もちろん、罰金へ移行する事例と、より長期の自由刑へ移行する事例とが混在すると考えられるため、現象はそれほど単純ではない)。このような見解は、今のところは仮説の域を脱しないものであり、今後より詳細な検証を必要とするものではある。しかしながら、本稿では、少なくとも自由刑(短期自由刑)と罰金

刑とが密接な関係を有していることを指摘しておきたいと思う。

(3) 殺人における科刑状況と法定刑

本稿における考察の最後として、殺人（刑法 199 条）における科刑状況を検討したいと思う。

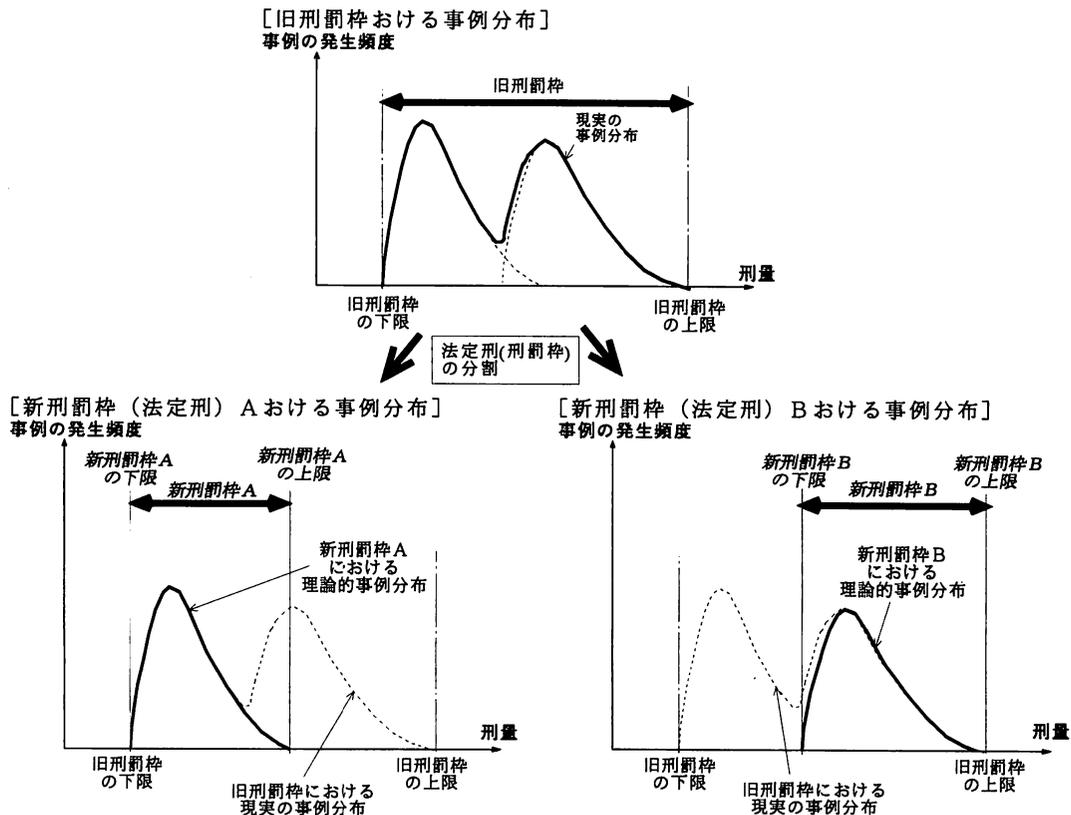
図 30 殺人における自由刑（懲役）および死刑の科刑状況



法定刑：3年～15年、無期、死刑 有期刑の尺度中央値：約5年11月（単純平均値：9年）

殺人における科刑状況は、図 30 に示すように、今まで検討してきた他の罪とは異なる様相を示す。すなわち、昭和 55 年頃までは事例分布の最頻出部は「3 年」の階級に位置しており、それを頂点として 1 つの分布の山を形成していた。しかし、昭和 56 年頃からは、「3 年」に加えて「10 年以下（7 年超）」の階級においても分布の山の頂点が現れるようになり、それ以降、「3 年」（ないしは「5 年以下（3 年超）」）と「10 年以下（7 年超）」のそれぞれの階級における 2 つの頂点を有する分布の山を形成しているのである。

図 31 刑罰枠の分割



このような科刑状況は、殺人における事例群を、「3年」ないしは「5年以下（3年超）」の階級を中心とした比較的重大性が低い事例群と、「10年以下（7年超）」の階級を中心とする比較的重大性が高い事例群との2つに類型化することが可能であることを示すものである。法定刑の1つのあり方として、犯罪の類型を細分化して刑罰枠の幅をできるだけ狭めようとする立場に立つのであれば、1つの法定刑は、単一の犯罪類型を対象にして設定されるべきである。このように考えるのであれば、二分化しているそれぞれの類型に応じて、殺人の法定刑を2つに分割して設定するのも1つの立法のあり方であろう⁽⁷⁾（図31参照）。すなわち、現在の殺人における法定刑を、3年から5年の間のいずれかの値を尺度中央値とする法定刑（図31における新刑罰枠A）と7年から10年の間のいずれかの値を尺度中央値とする法定刑（図31における新刑罰枠B）（無期懲役および死刑を含む）の2つの法定刑に分割するのである。当然、2つの法定刑を個別化するための量刑事情は構成要件として法定化される必要があるから、単に法定刑のみを分割するだけでは足りず、構成要件もそれに応じて2つのものが設定されなければならない。そして、法定刑に応じて設定される構成要件としては、例えば、故殺と謀殺などが考えられるが、新しい構成要件のあり方をより詳しく検討するためには、現実の判決から2つのグループを分かち因子を抽出することが必要となるであろう（統計的手法としては、数量化Ⅱ類が役立つと思われる）。本稿では、これ以上の検討は避けるが、殺人における法定刑の1つのあり方としてその方向性を示しておきたいと思う。今後の法定刑に関する議論において、参考になれば幸いである。

<註>

- (1) Vgl. Hans-Jürgen Bruns, *Das Recht der Strafzumessung, Eine systematische Darstellung für die Praxis*, 2. Aufl., 1985, S. 259f. また、井田良「量刑理論の体系化のための覚書」法学研究69巻2号（1996年）308頁参照。
- (2) 法律上の加重・減輕事由あるいは酌量減輕がある場合には、法定刑は、上限方向（加重の場合）あるいは下限方向（減輕の場合）に修正される。このように修正された刑罰枠を、処断刑という。そして、具体的な刑罰は、この処断刑の範囲において決定される。
- (3) 罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律（平成3年法律第31号）。
- (4) 小島透「法定刑の引上げと量刑－罰金額等の引上げ（平成3年）における統計データから見た科刑状況の変化とその検討」岡山理科大学紀要39号B（2004年）65頁以下。
- (5) 河村博「罰金刑について」研修479号（1988年）38頁、尾崎道明「罰金刑について－その2」研修480号（1988年）73頁、東條伸一郎・角田正紀「罰金刑の見直しについて（上）」判例タイムズ668号（1988年）50頁以下、同「罰金刑の見直しについて（下）」判例タイムズ671号（1988年）31頁以下、池田茂穂「我が国における財産刑運用の実情と問題点について」法務総合研究所研究部紀要32号（1989年）5頁以下、同「我が国における罰金刑運用の実情と問題点」時の法令1356号（1989年）32頁以下など参照。
- (6) 刑法の一部を改正する法律（平成13年法律第138号：平成13年12月5日公布、同年12月25日施行）により新設された危険運転致死傷罪は、実質的には業務上過失致死傷罪の法定刑引上げと理解することができる。この危険運転致死傷罪および業務上過失致死傷罪については、別途検討したいと考えている。
- (7) 諮問第69号の内容については、<http://www.moj.go.jp/SHINGI/040210-4.html> 参照。
- (8) 法制審議会刑事法（凶悪・重大犯罪関係）部会の議事録については、<http://www.moj.go.jp/SHINGI/040419-1.html>（第1回会議）、<http://www.moj.go.jp/SHINGI/040517-1.html>（第2回会議）、<http://www.moj.go.jp/SHINGI/040604-1.html>（第3回会議）、<http://www.moj.go.jp/SHINGI/040702-1.html>（第4回会議）、および <http://www.moj.go.jp/SHINGI/040730-1.html>（第5回会議）参照。
- (9) 諮問第69号に対する答申（凶悪・重大犯罪に対処するための刑事法の整備に関する要綱（骨子））及び附帯決議の内容については、<http://www.moj.go.jp/SHINGI/040908-7.html> 参照。
- (10) 答申は、有期の懲役・禁錮の法定刑の上限を現行の15年から20年に、強制わいせつ・準強制わいせつの各罪の法定刑の上限を現行の7年から10年に、強姦・準強姦の各罪の法定刑の下限を現行の2年から3年に、強姦致死傷の法定刑の下限を現行の3年から5年に、殺人の法定刑の下限を現行の3年から5年に、傷害の法定刑については、懲役の上限を現行の10年から15年に、罰金の多額を現行の30万円から50万円にするのと同時に料金を廃止に、また、傷害致死の法定刑の下限を現行の2年から3年に、危険運転致傷の法定刑の上限を現行の10年から15年に、それぞれ引き上げることなどを内容とする。なお、強盗致傷については、法定刑の下限を現行の7年から6年に引下げることが提案された。この引下げは、諮問の段階では存在せず、法制審議会刑事法（凶悪・重大犯罪関係）部会における審議の結果、

酌量減輕などの1回の減輕で執行猶予を可能にするなどを理由として、附帯決議として加えられたものである。

- (11) 諮問第71号の内容については、<http://www.moj.go.jp/SHINGI/040908-2.html> 参照。
- (12) 諮問は、逮捕及び監禁、未成年者略取及び誘拐の各罪の法定刑の上限を現行の5年から7年にそれぞれ引き上げることなどを内容とする。
- (13) 司法統計年報に掲載されるデータの罪名別の分類方法が、平成10年までは「現住建造物等放火」、「傷害致死」、「強盗」等の個々の罪名ごとの細かい分類であったものが、平成11年からは「放火の罪」、「傷害の罪」、「窃盗の罪」のように章を中心とした大きな分類に変更された。このため、平成11年以降については司法統計年報から個々の罪名ごとのデータが抽出できなくなったため、調査期間の終期を平成10年とした。
- (14) 本稿で用いたデータは、『司法統計年報 2 刑事編』に掲載された表のうち、「通常第一審事件の終局総人員－罪名、男女・法人別終局区分別－全地方裁判所」(36-1表、平成9,10年では34-1表)、「通常第一審事件の有罪(懲役・禁錮)人員－罪名別刑期区分別－全地方裁判所」(36-3表、平成9,10年では34-3表)、「通常第一審事件の終局総人員－罪名、男女・法人別終局区分別－全簡易裁判所」(36-5表、平成9,10年では34-5表)、「通常第一審事件の有罪(懲役)人員－罪名別刑期区分別－地方裁判所管内全簡易裁判所別、全簡易裁判所」(36-6表、平成9,10年では34-6表)による。
- (15) グラフの階級は、司法統計年報の刑期区分にしたがった。ただし、階級値の取り方によって、グラフの分布は異なる形状をとりうる。そして、本稿においては司法統計年報のデータを使用することによる制約からこのような階級値を用いることとしたが、このような階級値の設定が必ずしも最適な階級値の取り方を意味するものではない。しかしながら、以上のような階級値によっても本稿の検討において必要とされるおおよその科刑状況は把握できるものと考え、検討をすすめることとした。
- (16) 小島透「量刑の評価過程と数量的構造(3・完)－量刑における数学モデルの検討を中心として」名古屋大学法政論集170号(1997年)29頁、池田・前掲註(5)「我が国における財産刑運用の実情と問題点について」25頁参照。
- (17) Vgl. Karl Haag, *Rationale Strafzumessung, Ein entscheidungstheoretisches Modell der strafrichterlichen Entscheidung*, 1970, S. 62-65. また、松宮崇・徳山孝之・岩井宜子「量刑の数量化に関する基礎的研究－自動車事故事件について」法務総合研究所研究部紀要14号(1971年)33頁参照。
- (18) 小島・前掲註(4)では、法定刑の中央の値を単に「中央値」とよんでいた。これについては、『中央値』は、『資料を大きさの順に並べたとき中央に来る値＝メディアン』を指すのに使われているので紛らわしいように思う」とのご指摘をいただいた。貴重なご意見に感謝するとともに、指摘を受けて本文のように修正したいと思う。本稿の意図するところは、「尺度中央値」とは、尺度の目盛りを考えると、「中央」に来る目盛りの値、例えば目盛り0, 1, 2, …, 5, …, 9, 10を順番に並べたときに、中央に来る目盛り、すなわち目盛り5の位置を「尺度中央値」とよぶ、ということである。また、既に使用している「中央値」とできる限り類似している用語であることも、考慮に入れた。
- (19) 下限と上限の平均(単純平均)値は、次式で求められる。
- $$m_c = (m_L + m_U) / 2 \quad \text{式 2}$$
- m_c : 平均(単純平均)値, m_L : 法定刑の下限の値, m_U : 法定刑の上限の値
- (20) 対数座標上における平均値は、次式で求められる。
- $$m_M = \sqrt{m_L \cdot m_U} \quad \text{式 3}$$
- m_M : 対数座標における平均値, m_L : 下限の値, m_U : 上限の値
- (21) 小島・前掲註(16) 28頁。なお、法定刑における評価尺度の性質および対数関数の適用については、小島・前掲註(16) 12頁以下において詳細に検討しているので、参照されたい。
- (22) 単純平均による値は、前掲註(19)の式2によって求められる。
- (23) 拘留(1日以上30日未満: 刑法16条)と2年以下の懲役(刑法208条)を通した評価尺度における尺度中央値を示す。ただし、1月を30日として計算した。
- (24) 詳細については、小島・前掲註(4) 69頁以下を参照されたい。
- (25) 小島・前掲註(16) 31頁。
- (26) 短期自由刑に関する議論については、大谷實『刑事政策講座(第四版)』(1996年)134頁以下、藤本哲也『刑事政策概論(全訂第三版)』(2003年)136頁以下など参照。
- (27) 小島・前掲註(16) 34頁以下参照。

(2004年9月30日脱稿)

Actual State of Imprisonment and Sentencing Decision

— Investigation of the Sentencing Situation of the Imprisonment in Japan
Observed from the Statistics Data —

Toru KOJIMA

Department of Mechanical Systems Engineering, Faculty of Engineering,

Okayama University of Science

Ridai-cho 1-1, Okayama 700-0005, Japan

(Received September 30, 2004; accepted November 5, 2004)

The range of the sentencing defined in the penalty rule not only defines the lower limit and upper limit of the sentencing, but functions as a "rating scale" for the sentencing. When considering the way the sentencing should be, it is an important point at issue what kind of case is located in which position of the range of the sentencing. And in order to have such an argument, it is indispensable to grasp what kind of distribution situation the actual sentencing situation shows in the range of the sentencing.

So, in this paper, the distribution situation of the imprisonment in Japan was expressed by creating the diagrammatic chart using the statistics data from 1975 to 1998. And by analyzing the sentencing situation of the imprisonment, the actual state of the sentencing for the imprisonment was clarified, and the point at issue was investigated.